

臨時休業規定について

1 午前6時30分から始業時（午前8時40分）までの時間帯において、次の（1）（2）のいずれかの場合、自宅待機とする。

（1）舞鶴市に次のア～エのいずれかのパターンで気象警報が発表された場合

ア 特別警報

（大雨特別、暴風特別、高潮特別、波浪特別、暴風雪特別、大雪特別警報）

イ 暴風警報、暴風雪警報、津波（大津波）警報のいずれかの警報

ウ 大雨警報と洪水警報の両方とも警報

エ 特別警報解除後に引き続く何らかの警報

（警報発表・解除の時刻は、京都地方気象台発表のものとする。）

（2）JR舞鶴線（東舞鶴駅～西舞鶴駅間）が運休の場合

2 午前10時までに、警報が解除された場合、JR舞鶴線の運行が再開された場合は、午後から授業を行うので、午後1時までに登校すること。

3 午前10時の時点で、引き続き警報が発表、または、JR舞鶴線が運休している場合は、臨時休業とする。

4 上記1～3以外に、校長が必要と認めたとき、臨時休業又は授業実施等の措置を行うことがある。

5 留意事項

- ・ 居住地の状況（居住地の警報・特別警報、河川の増水・はん濫や道路冠水、土砂災害などによる通学路の通行不能、公共交通機関の運休・混雑等）によって登校できないときは、学級担任の状況確認によって「出席停止・忌引き等（非常災害による）」として取り扱う。
- ・ 休日に学校が実施する土曜講座や部活動、模擬試験等の教育活動は、上記の様に警報が発表された場合、原則として実施しない。別途指示があれば、指示に従うこと。